

おくやみ ハンドブック

守口市

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族におかれましては今後市役所や、その他関係機関での様々なお手続きが必要となる場合がございます。
このおくやみハンドブックが、皆様のお手続きの一助となれば幸いです。
～このハンドブックは、死亡に伴う手続きの全てを網羅している訳ではありません。また、個々のケースによっては記載内容と異なる場合があります。
あくまでも参考としてください。～

令和6年(2024)



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2024年6月発行

発行：守口市

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

この度は、心よりお悔やみ申し上げます。

遺品整理・不用品回収は ネクストサポートにご相談ください

遺品整理士
在籍

女性スタッフ
在籍

皆様のお悩みに
沿ったサービス
をご提供致します

故人様の遺品整理、形見分け整理、
お部屋の清掃、遺品の配送まで
親切丁寧に対応させていただきます。
お困りごとはネクストサポートに
お任せください。

ご相談・
見積り
無料



整理・片付け例



Before ▶ After



遺品・
不用品の

処分・供養・買取・配送まで
自社一貫体制 だから

迅速

確実

低価格

10年の実績

ご利用実績年間 500件

365日対応

お気軽に
お電話ください

ネクストサポート



0120-511-880

お電話の際に「守口市おくやみハンドブックを見た!」とお伝えください。

営業時間 9:00~20:00

TEL.072-888-9949 FAX.072-819-0070 E-Mail info@n-support.com

〒571-0029

大阪府門真市打越町9-3

<https://n-support.com/>

不定休

古物商許可番号 第622300155969号
遺品整理士認定番号 第1506624号
※一般廃棄物については関係法令等に従い、適切に処分します。

おくやみ窓口をご利用ください

死亡に伴う手続きについて、ご遺族様の不安や負担を軽減するため、おくやみ窓口を設置しています。
窓口を利用していただくことにより、必要な手続きの申請補助や担当部署をご案内いたします。

利用時間：月～金曜日（平日のみ。土日・祝日・年末年始除く）

①9時30分 ②10時30分 ③13時30分 ④14時30分 ⑤15時30分

場所：市役所総合窓口課2階 ※受付の職員にお声がけください

予約：(1)電話予約・問い合わせダイヤル ☎06-6992-1523

受付時間：平日9時～17時30分

(2)オンライン予約（守口市ホームページから申請）

注意事項：●ご利用については、予約制となっております。

予約したい日の2営業日前までに、上記方法で予約願います。

●故人の死亡届の情報が反映するのに時間がかかりますので、

7～10日後（他自治体届出の場合は、2週間程度）目安にご予約ください。

●ご都合が悪い場合は、ご相談ください。



おくやみ窓口
について

問い合わせ先

守口市総合窓口課 おくやみ窓口担当 ☎06-6992-1523

守口市役所 おくやみ関係フロアマップ

令和6年4月1日現在

階	本館南エリア	本館北エリア
8階	大阪府守口保健所	大阪府守口保健所
7階	日本年金機構守口年金事務所	守口市社会福祉協議会
6階		教育総務課 学校教育課 保健給食課 環境対策課 廃棄物対策課
5階	人権室(男女共同参画コーナー) 消費生活センター コミュニティ推進課 地域振興課(農業委員会) 下水道課	守口市営住宅管理センター
3階	障がい福祉課 地域福祉課	高齢介護課 子育て支援政策課 こども施設課 あえる(子育て世代包括支援センター)
2階	課税課 納税課 保険課 保険収納課	総合窓口課

おくやみ窓口用（葬祭費用）

※この委任状は、すべて委任者（葬祭執行人）の自筆で記入してください。
代理人は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

委 任 状

代理人（頼まれて窓口に来た人）

住 所 ： _____

氏 名 ： _____

連絡先 ： _____

葬祭執行人との続柄 ： _____

私は上記の者を代理人と認め、下記の事項を委任します。

委任内容

（故人）氏名： _____ の死亡に伴う葬祭費に関する権限

☐ 国民健康保険葬祭費の申請、請求及び受領に関する一切の権限

☐ 後期高齢者医療保険葬祭費の申請、請求及び受領に関する一切の権限

守口市長 様

大阪府後期高齢者医療広域連合長 様

令和 年 月 日

委任者（葬祭執行人）

住 所 ： _____

氏 名 ： _____

生年月日： 大正・昭和・平成 年 月 日

連絡先 ： _____

※葬祭費以外の手続きは『おくやみ窓口（その他用）』をご使用ください。

おくやみ窓口用（その他用）

※この委任状は、すべて委任者（頼む人）の自筆で記入してください。
代理人は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）をお持ちください。
※手続きごとに委任状を作成し、各部署に原本をご提出ください。

委 任 状

代理人（頼まれて窓口に来た人）

住 所 ： _____

氏 名 ： _____

連絡先 ： _____

私は上記の者を代理人と認め、下記の事項を委任します。

委任内容

（故人）氏名： _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- ☐ 相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改正原戸籍の謄(抄)本、住民票(除票)の
交付申請及び受領
- ☐ 世帯主変更の手続き
- ☐ 介護保険及び高齢者福祉に関する手続き
- ☐ 国民年金に関する手続き
- ☐ 原動機付自転車等の廃車、名義変更に関する手続き
- ☐ その他の手続き（ _____ ）
（ _____ ）

守口市長 様

令和 年 月 日

委任者（頼んだ人）

住 所 ： _____

氏 名 ： _____

生年月日： 大正・昭和・平成 年 月 日

連絡先 ： _____

※葬祭費に関する手続きは『おくやみ窓口（葬祭費用）』をご使用ください。

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である (2人世帯である場合は不要)	●世帯主の変更(変更届)		☐	総合窓口課	7
	印鑑登録をしている	●印鑑登録証(カード)の返納		☐	総合窓口課	7
	マイナンバーカード及び通知カード、 住民基本台帳カードをお持ちの方	●P7参照ください		☐	総合窓口課	7
	外国人住民の方(特別永住者)	●特別永住者証明書の返納		☐	総合窓口課	8
年金	国民年金に加入している	国民年金の手続き ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐	総合窓口課 守口年金 事務所	8
	国民年金だけ(1号期間のみ)を受給 している (他の加入期間の有る方は、年金事務所 へご提出ください。)	●未支給年金の請求 ●受給権者死亡届の提出		☐	総合窓口課	9
	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。				
保険	国民健康保険に加入している方	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請		☐	保険課	9
	後期高齢者医療制度に加入して いる方	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請		☐	保険課	10
介護保険	65歳以上の方 または 40歳以上65歳未満の方で要介護 認定を受けている方	介護保険の手続き ●介護保険被保険者証等の返納 ●介護保険に関する振込口座の手続き ●介護保険に関する送付先の手続き		☐	高齢介護課	10
	次のいずれかを利用している ・緊急通報システム ・紙おむつ給付 ・守口市高齢者及び重度障がい者 (児)外出支援事業	●緊急通報機器貸与返還届 ●守口市紙おむつ等給付事業変更・資格 喪失届 ●守口市高齢者及び重度障がい者(児)外 出支援事業利用券の返還		☐	高齢介護課	10
障がい	次のいずれかを所有している 身体障がい者手帳、精神障がい者 保健福祉手帳、療育手帳	●各種障がい者手帳の返還		☐	障がい 福祉課	11
	次のいずれかを受給している 特別障がい者手当、 障がい児福祉手当、 経過的福祉手当	●死亡届 ●未支払手当の請求		☐	障がい 福祉課	11
	重度障がい者医療証をお持ちの方	●医療証の返還 ●資格喪失届		☐	障がい 福祉課	11

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
税金	市税(市府民税・固定資産税)を納めている	●相続人代表者の指定		☐	課税課	12
	未登記家屋を所有している	●未登記家屋の名義変更		☐	課税課	12
	納税している方 (納税義務者・納税管理人・ 相続人代表等)	●今後の納税に関する手続き・納付に ついて(口座振替の変更または廃止等)		☐	納税課	12
自動車・ バイク	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している	●廃車手続き・名義変更		☐	課税課	13
子ども	児童手当の支給対象児童または 受給者	(児童手当支給対象の児童の方) ●受給事由消滅または減額改定 (児童手当を受給している方) ●新規認定請求、未支払請求		☐	子育て支援 政策課	13
	児童扶養手当、特別児童扶養手当の 支給対象児童または受給者	(児童扶養手当、特別児童扶養手当の 支給対象の児童の方) ●資格喪失または額改定 (児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給 している方) ●新規認定請求、未支払請求		☐	子育て支援 政策課	13
	子ども医療費助成、ひとり親家庭 医療費助成を受給している方・ 受給している方の保護者	(受給している方) ●資格喪失届 ●医療証の返還		☐	子育て支援 政策課	14
市営住宅	市営住宅に入居している	●詳細はお問い合わせください		☐	守口市営住宅 管理センター	14
墓地・霊園	墓地の使用者である	●墓地の承継の届出		☐	各墓地・霊園	14
畜犬	犬を飼っている	●所有者の変更届		☐	環境対策課	15
ごみ	ごみの処理が必要な方	●ごみの相談 ●持ち込みの事前予約 ●多量排出の事前予約 ●定日収集(粗大ごみ)の事前予約		☐	廃棄物 対策課	15
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3第1項の規定による 届出		☐	農業委員会 事務局 【地域振興課】	15

市役所以外での主な手続き等一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き等	生命保険	保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入していた生命保険会社または代理店
	損害保険	名義変更・解約等		☐	加入していた損害保険会社または代理店
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等その他金融商品	名義変更		☐	各金融機関 等
	遺言書	検認・開封 相続放棄		☐	大阪家庭裁判所 受付係(家事事件係) ☎06-6943-5745
	公証役場	公正証書の作成		☐	枚方公証役場 ☎072-841-2325
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	上水道	水道の閉栓・名義変更、 振替口座の変更		☐	水道局 お客さまセンター ☎06-6991-6776
	電気・ガス等	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	運転免許証	返納		☐	守口警察署 ☎06-6994-1234
	軽自動車(三輪・四輪)	名義変更・廃車等		☐	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所 ☎050-3816-1841
	普通自動車・125cc超 の二輪	名義変更・廃車等		☐	近畿運輸局 大阪運輸支局 ☎050-5540-2058
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	大阪法務局 守口出張所 ☎06-6991-2817
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	門真税務署 ☎06-6909-0181
	府営住宅	承継・退去等		☐	大阪府営住宅 寝屋川管理センター ☎072-812-2860
	こころの健康相談	各種相談		☐	大阪府こころの健康総合センター ☎06-6691-2811

あなたの心配、
解決します。

相続のことなら

司法書士法人

せと事務所

相談を！



司法書士法人せと事務所
SETO JUDICIAL SCRIVENER OFFICE

取扱業務

相続・遺言
信託
遺産整理
空き家対策
後見
不動産登記
商業登記・
会社設立支援

事例1 相続財産・相続人の調査

正確に把握することで後のトラブルを防ぐことができます。
面倒な手続きも経験豊富な当事務所にお任せください。

事例2 遺産分割協議や放棄

期間が限られている手続きや、相続人全員で協議が必要なものなど
お一人では簡単に解決できないこともございますので、ぜひ専門家
にお任せください。

事例3 相続登記がまだの方

不動産の相続登記が終わっていないと、すぐに売却できません。
売り時を逃さないためにもできるときに終わらせておきましょう！

相続・空き家問題に積極的に取り組んでいます。

初回相談料
無料！
(1時間)

☎ 06-6180-6715

営業時間

平日 9:00~18:00

定休日

土日祝



司法書士法人せと事務所

SETO JUDICIAL SCRIVENER OFFICE

■大阪市城東区中央1-13-13 村上実業ビル2F
■FAX/06-6180-6716

大阪司法書士会 登録番号4159 瀬戸陽介

<http://setojimusho.jp/>

司法書士法人せと事務所

検索



市役所での手続き

世帯主である(2人世帯である場合は不要)

手続き・持ち物

- 世帯主の変更(変更届)
 - ☐ 届出人の本人確認書類【代理人の場合】
 - ☐ 届出人本人直筆の委任状
 - ☐ 代理人の本人確認書類

受付窓口

- 総合窓口課
(2階 北エリア)
☎06-6992-1530

期限

- ▶ 届出期間:
変更した日から14日以内

印鑑登録をしている

手続き・持ち物

- 印鑑登録証(カード)の返納
 - ☐ 印鑑登録証(市民カード)

受付窓口

- 総合窓口課
(2階 北エリア)
☎06-6992-1530

期限

- ▶ すみやかに

マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方

返納する必要はありません。

ただし、税や保険の手続きで、個人番号が必要となる場合があります。亡くなられた方の番号を知りうる手段として、マイナンバーカード及び通知カードは、しばらく保管いただくことをお勧めします。

外国人住民の方(特別永住者)

手続き・持ち物

- 特別永住者証明書の返納
- ☐ 特別永住者証明書

受付窓口

- 総合窓口課
(2階 北エリア)
☎06-6992-1530

期限

- ▶ すみやかに

国民年金に加入している

手続き・持ち物

国民年金の手続き

● 遺族基礎年金の請求

- ☐ ① 死亡診断書の写し
- ☐ ② 除住民票(亡くなられた方)
- ☐ ③ 世帯全員の住民票(請求される方)
- ☐ ④ 戸籍謄本
(亡くなられた方と請求される方の続柄がわかるもの)
- ☐ ⑤ 預貯金通帳(請求される方)
- ☐ ⑥ 請求される方の所得(課税)証明書
- ☐ ⑦ 亡くなられた方の年金手帳または、基礎年金番号通知書
(お持ちの場合のみ)

● 寡婦年金の請求

※ 上記に同じ

● 死亡一時金の請求

- ☐ ① 除住民票(亡くなられた方)
- ☐ ② 世帯全員の住民票(請求される方)
- ☐ ③ 戸籍謄本
(亡くなられた方と請求される方の続柄がわかるもの)
- ☐ ④ 預貯金通帳(請求される方)
- ☐ ⑤ 生計同一の申立書(別世帯の方のみ)
- ☐ ⑥ 亡くなられた方の年金手帳または、基礎年金番号通知書
(お持ちの場合のみ)

※ いずれの場合も、請求される方が個人番号の分かるものをお持ちいただければ、亡くなられた方の除住民票と、請求される方の世帯全員の住民票、所得(課税)証明書は省略できます。

受付窓口

- 総合窓口課
(2階 北エリア)
☎06-6992-1524
- 守口年金事務所
(7階 南エリア)
☎06-6992-3031

期限

- ▶ すみやかに

国民年金だけ(1号期間のみ)を受給している (他の加入期間の有る方は、年金事務所へご提出ください。)

手続き・持ち物

●未支給年金の請求

- ☐ ①亡くなられた方の年金証書(お持ちの場合のみ)
- ☐ ②除住民票(亡くなられた方)
- ☐ ③世帯全員の住民票(請求される方)
- ☐ ④戸籍謄本
(亡くなられた方と請求される方の続柄がわかるもの)
- ☐ ⑤預貯金通帳(請求される方)
- ☐ ⑥生計同一の申立書(別世帯の方のみ)

※請求される方が個人番号の分かるものをお持ちいただければ、②と③は省略できます。

●受給権者死亡届の提出

- ☐ ①除住民票(亡くなられた方)または、
死亡診断書の写しのいずれか
- ☐ ②亡くなられた方の年金証書(お持ちの場合のみ)

受付窓口

- 総合窓口課
(2階 北エリア)
☎06-6992-1524

期限

- ▶すみやかに

共済年金を受給している方

各共済組合へ直接お問い合わせください。

国民健康保険に加入している方

被保険者が亡くなられたときは、各種証を返納してください。また、申請により、葬祭を行った方に対し、50,000円を支給します。

手続き・持ち物

●各種証の返納

- ☐ 亡くなられた被保険者の各種証

●葬祭費の支給申請

- ☐ 葬祭費支給申請書兼請求書
- ☐ 通帳などの振込先口座のわかるもの
- ☐ 葬儀の領収書又は会葬の御礼はがき
- ☐ 申請に来られる方の本人確認書類
- ☐ 代理人の場合は、葬祭を行った方からの委任状
- ☐ 葬祭を行った方以外の口座に振り込む場合は、
葬祭を行った方からの委任状
- ☐ 葬祭を行った方が亡くなっている場合は、誓約書

受付窓口

- 保険課
(2階 南エリア)
☎06-6992-1545

期限

- ▶各種証の返納：すみやかに
- ▶葬祭費の支給申請：
葬祭を行った日の翌日から
2年

後期高齢者医療制度に加入している方

被保険者が亡くなられたときは、各種証を返納してください。また、申請により、葬祭を行った方に対し、50,000円を支給します。

手続き・持ち物

●各種証の返納

- ☐ 亡くなられた被保険者の各種証

●葬祭費の支給申請

- ☐ 葬祭費支給申請書
- ☐ 通帳などの振込先口座のわかるもの
(※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者のご自身で記入されない場合は印鑑が必要です)
- ☐ 葬儀の領収書又は会葬の御礼はがき
- ☐ 申請に来られる方の本人確認書類
- ☐ 代理人の場合は、葬祭を行った方からの委任状

受付窓口

●保険課

(2階 南エリア)

☎06-6992-1545

期限

- ▶ 各種証の返納：すみやかに
- ▶ 葬祭費の支給申請：
葬祭を行った日の翌日から
2年

65歳以上の方／

40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けている方

手続き・持ち物

介護保険の手続き

●介護保険被保険者証等の返納

- ☐ 亡くなられた被保険者の各種証

●介護保険に関する振込口座の手続き

- ☐ 通帳などの振込先口座のわかるもの

●介護保険に関する送付先の手続き

受付窓口

●高齢介護課

(3階 北エリア)

☎06-6992-1610

期限

- ▶ すみやかに

次のいずれかを利用している ・緊急通報システム・紙おむつ給付 ・守口市高齢者及び重度障がい者(児)外出支援事業

手続き・持ち物

●緊急通報機器貸与返還届

●守口市紙おむつ等給付事業変更・資格喪失届

●守口市高齢者及び重度障がい者(児)外出支援事業利用券の返還

受付窓口

●高齢介護課

(3階 北エリア)

☎06-6992-1610

期限

- ▶ すみやかに

次のいずれかを所有している

身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳

身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを交付されていた方が亡くなられた場合は、手帳を返還してください。

手続き・持ち物

●各種障がい者手帳の返還

- ☐ 障がい者手帳
- ☐ 各種障がい者手帳の返還届

受付窓口

- 障がい福祉課
(3階 南エリア)
☎06-6992-1630,1635

期限

▶すみやかに

次のいずれかを受給している

特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当

特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当の受給者が亡くなられた場合は、死亡届を提出してください。
また、未支払手当があり、受給者と生計同一の配偶者又は扶養義務者がいる場合は、未支払手当を請求することができます。

手続き・持ち物

- 死亡届
- 未支払手当の請求
- ☐ 受給者が亡くなられたことを証する書類
(死亡診断書の写しなど)
- ☐ 受給者と生計同一である配偶者又は扶養義務者の印鑑
- ☐ 受給者と生計同一である配偶者又は扶養義務者の
銀行口座がわかるもの

受付窓口

- 障がい福祉課
(3階 南エリア)
☎06-6992-1630,1635

期限

▶受給者が亡くなられた日
から14日以内

重度障がい者医療証をお持ちの方

重度障がい者医療証をお持ちの方が亡くなられた場合は、医療証を返還してください。

手続き・持ち物

- 医療証の返還
- ☐ 重度障がい者医療証
- 資格喪失届

受付窓口

- 障がい福祉課
(3階 南エリア)
☎06-6992-1630,1635

期限

▶すみやかに

千年オリーブの森

永代供養付バラ樹木葬区画オープン

分譲中

ハピネスパーク
牧野

Happiness Park Makino.

カブの夜明け

で取り上げられました!

テレビ大阪
CM放映中

未来永劫 一度納骨すると他の方と永久的に合祀されない家族だけの樹木葬霊園



5つの安心

1 人数制限

- ・人数制限なし
- ・何人でも納骨可能
- ・追加料金もかからない

2 合祀

- ・合祀はしません
- ・個別で大切な方と永遠に一緒に眠れる

3 場所

- ・交通のアクセスが良い
- ・京阪本線「牧野駅」徒歩6分
- ・旧国道1号線より徒歩3分
- ・西牧野小学校前

4 霊園内の環境

- ・完全バリアフリー
- ・車いすの方もお墓の前でお参りができる
- ・車イス対応トイレ
- ・水くみ場がお墓から近い

5 永代供養

- ・年3回の合同供養付
- ・毎回の供養料はかかりません

樹木葬価格 (墓石・線香皿・花筒付)

1 区画 **88万円** (税込)

+

永代使用料・永代供養料 ※初めの1回のみ

20万円

+

護持会費 (50年分)掃除等

15万円 (月250円)

※申込時は別途月割り分を頂戴します。



||

合計金額

123万円 (税込)

大阪府枚方市西牧野2丁目857-1 ☎ **0120-15-8874**

TEL 072-866-8874

営業時間 9:00~18:00(年中無休)

※お彼岸・お盆・GW・年末年始・祝日休まず営業いたします



ホームページ
QRコード



グーグルマップ
QRコード

●指定石材店/株式会社 西鶴 ●事業主体/宗教法人 龍泉寺 ●許可番号/大阪府環衛第151-5号

市税(市府民税・固定資産税)を納めている

手続き・持ち物

- 相続人代表者の指定
・市民税 ・固定資産税
- ☐ 相続人の代表者指定(変更)届出書

受付窓口

- 課税課 資産税担当
(2階 南エリア)
☎06-6992-1474
- 課税課 市民税担当
(2階 南エリア)
☎06-6992-1456

期限

▶ すみやかに

未登記家屋を所有している

手続き・持ち物

- 未登記家屋の名義変更
- ☐ ①未登記家屋名義変更届
(新名義人の実印の押印をしたもの)
- ☐ ②新名義人の印鑑証明書
- ☐ ③遺産分割協議書
(法定相続人が1人だけの場合には戸籍謄本または法定相続情報の添付が必要)

受付窓口

- 課税課 資産税担当
(2階 南エリア)
☎06-6992-1474

期限

▶ すみやかに

納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

手続き・持ち物

- 今後の納税に関する手続き・納付について
(口座振替の変更または廃止等)
- ☐ 納税通知書
- ☐ 預貯金通帳
- ☐ 通帳の届出印

受付窓口

- 納税課
(2階 南エリア)
☎06-6992-1851

期限

▶ すみやかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

手続き・持ち物

●廃車手続き・名義変更

・譲渡廃車

- ☐ ①軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
- ☐ ②申告済証もしくは石刷り(車台番号の写真でも可)
- ☐ ③ナンバープレート

・スクラップ廃車

- ☐ ①軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
- ☐ ②申告済証
- ☐ ③ナンバープレート

受付窓口

●課税課

軽自動車税担当
(2階 南エリア)

☎06-6992-1458

期限

▶廃車手続き:すみやかに

※4月1日以降に手続きした場合、その年度中の軽自動車税がかかるためご注意ください。
なお、軽自動車税には月割りはございません。

▶名義変更:すみやかに

児童手当の支給対象児童または受給者

手続き・持ち物

(児童手当支給対象の児童の方)

●受給事由消滅または減額改定

(児童手当を受給している方)

●新規認定請求、未支払請求

- ☐ 受給者死亡の場合:対象児童の振込口座のわかるもの

受付窓口

●子育て支援政策課

(3階 北エリア)

☎06-6992-1647

期限

▶すみやかに

(手続きが遅れると返還金が発生する場合があります)

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給対象児童または受給者

手続き・持ち物

(児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給対象の児童の方)

●資格喪失または額改定

(児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方)

●新規認定請求、未支払請求

- ☐ 受給者死亡の場合:対象児童の振込口座のわかるもの

受付窓口

●子育て支援政策課

(3階 北エリア)

☎06-6992-1647

期限

▶すみやかに

(手続きが遅れると返還金が発生する場合があります)

子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成を受給している方・ 受給している方の保護者

手続き・持ち物

(受給している方)

- 資格喪失届
- 医療証の返還

受付窓口

- 子育て支援政策課
(3階 北エリア)
☎06-6992-1647

期限

- ▶ すみやかに
(手続きが遅れると返還金
が発生する場合があります)

市営住宅に入居している

手続き・持ち物

- 詳細は受付窓口にお問い合わせ
ください

受付窓口

- 守口市営住宅管理センター
(5階 北エリア)
☎06-6992-1709

期限

- ▶ 事実発生日から2週間以内

墓地の使用者である

手続き・持ち物

- 墓地の承継の届出

受付窓口

- 各墓地・霊園へお問い合
わせください

「これから」に 必要な**相続の悩み**は くすのき 司法書士事務所へ

お気軽に
ご相談
ください!

個人様から企業様まで、すべての方のお悩みに寄り添います。

この度は心よりお悔やみ申し上げます。

おくやみ冊子を受け取られた今、相続に関する様々なお悩みがございませんか？

相続手続きに関しまして困ったとき、どこへ相談していいかわからないとき、

ぜひお気軽にご相談ください。

どのように考えればいいのか、あなたの立場になってお話をお聞きいたします。



不動産の相続登記

故人様から相続人様へ
名義変更するための
手続きをいたします。



相続人調査・ 遺産整理・相続放棄

戸籍謄本の収集や遺産分割協議書の作
成など煩雑な作業もおまかせください。
また諸事情による相続放棄の裁判所への
申し立て手続きもご相談ください。

預貯金・株式の相続

銀行などでの解約、
払い戻し手続きを
代行いたします。



詳しくはホームページからお問い合わせください

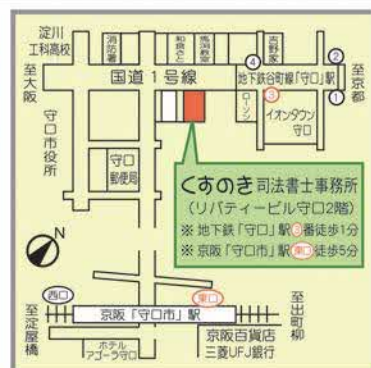
☎06-4250-5722

営業時間 8:45~18:00 定休日 土曜、日曜・祝日(予約の場合は随時受付)

くすのき司法書士事務所

大阪府守口市京阪本通2丁目3-5 リバティービル守口 2F

FAX/06-4250-5766 HP/http://kusunoki.la.coocan.jp/



(和歌山) くすのき 司法書士
土地家屋調査士 行政書士 海事代理士事務所

〒640-8344 和歌山県和歌山市納定15番地の4
TEL/073-475-6566 FAX/073-474-7977

(さいたま) つきのき司法書士事務所

〒339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町
3丁目18番10号(岩槻区役所前)
TEL/048-749-5616 FAX/048-749-5617

(高知) くすのき 司法書士事務所

〒781-4212 高知県香美市香北町
美良布1150番地3
TEL/0887-59-3216 FAX/0887-59-3390

犬を飼っている

手続き・持ち物

- 所有者の変更届

受付窓口

- 環境対策課
(6階 北エリア)
☎06-6992-1511

期限

- ▶すみやかに

ごみの処理が必要な方

手続き・持ち物

- ごみの相談
- 持ち込みの事前予約
- 多量排出の事前予約
- 定日収集(粗大ごみ)の事前予約
- ☐ 持ち込みの場合は、身分証明書が必要

受付窓口

- ごみのコールセンター
☎06-6997-7766
受付時間
月曜日から金曜日
(祝日含む)
午前9時から
午後5時30分

期限

- ▶ごみの相談 【随時】
- ▶持ち込みの事前予約
・持ち込もうとする日の前日まで(土日を除く)
- ▶多量排出の事前予約
・収集希望日の前日の午前中まで(土日を除く)
- ▶定日収集(粗大ごみ)の事前予約
・月2回の収集日の前日の午前中まで(土日を除く)

農地を相続された方

手続き・持ち物

- 農地法第3条の3第1項の規定による届出
- ☐ 当該地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- ☐ 委任状(代理人による申請の場合)
- ※その他、条件により必要書類あり

受付窓口

- 農業委員会事務局
【地域振興課】
(5階 南エリア)
☎06-6992-1516

期限

- ▶相続登記が終わってからすみやかに

相続のお悩みは

行政書士西野剛志事務所へ！

**初回相談
無料**

これから手続をされる方、手を付けたけど先が見えず不安になっている方、終活に興味を持たれた方、さまざまなお悩みを相続の専門家が解決いたします。

相続人の調査

手間と時間のかかる戸籍謄本の収集を行い、そこから法定相続人の確定を行います。

相続財産調査

預貯金、株券、有価証券、不動産などの財産調査を行い、財産目録を作成いたします。

遺産分割協議書

財産の相続方法について協議し、文面にした遺産分割協議書を作成いたします。

預貯金等の相続

銀行、証券会社などの面倒な解約、払い戻し手続きを代行いたします。

その他、相続・遺言・終活に関することは、どうぞお気軽にご相談ください！



☎06-6575-7566

行政書士西野剛志事務所

大阪府中央区安土町1丁目6-22-408

FAX 06-6575-7567

mail: tsuyoshi@gyoseishoshi-nishino.jp

https://www.gyoseishoshi-nishino.com

営業時間 平日9:00~18:00
土日祝相談可能(要予約)



地下鉄堺筋本町12番出口より徒歩3分

やすらぎの場所へ



緑の映える歴史の丘 公営 飯盛霊園

墓所使用者募集 | 関係市外の方もお申し込みいただけます。*

※関係市とは、守口市、門真市、大東市、四條畷市の4市です。
関係市外の方は、対象墓所や永代使用料が関係市の方と異なりますので、詳細は飯盛霊園組合までお問い合わせください。

お問い合わせ

0743-78-1195

〒575-0012 四條畷市大字下田原 448 番地
<http://iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

飯盛霊園のご案内

当霊園は大阪府東部と奈良県北部、京都府南部を結ぶ国道 163 号線に面し、金剛生駒国定公園に接した、緑豊かな自然環境にあります。

サクラやツツジが咲き誇り、イチョウが舞い散る歴史の丘は、故人の方と共に、未だここに在り続けます。



〈アスレチック広場〉



〈日本庭園〉



〈いこいの広場〉



自然に囲まれた公園墓地には、墓所施設としてだけでなく、広く市民の皆様が親しんでいただける公園施設の役割もあります。

墓所使用者募集中

現在、当霊園では墓所の使用者を募集しております。
郵送で詳細資料のご案内(無料)もしておりますので、お気軽にお問合せください。

平面墓所



飯盛霊園でもっとも多く採用されています。
平坦な区域は生垣等で囲われており、墓碑は横一列に並んで建立されます。落ち着いた空間を確保した形式の墓所です。

スロープ墓所



傾斜のある地盤を生垣等で囲ってあり、前後にひな壇状に段差をつけることにより、各墓所からの眺望を確保した形式の墓所です。各墓参路へは、緩やかなスロープが設けられています。

芝生墓所



既に、カロート(納骨室)が施工された形式の墓所です。囲い(囲障)がなく、開放的な芝生空間のなかで、個性的な墓碑を建立することができます。

公共交通機関でも車でも 1 時間以内の スムーズなアクセス

- 国道 163 号線を木津方面へ。
清滝トンネルを出てすぐ左の側道へ入り、
約 1Km 先左側に看板と進入路があります。
- JR 四条駅よりコミュニティバスで約 20 分。
- 京阪大和田駅より日祝運行の臨時バスで約 30 分。
- 近鉄電車生駒駅より奈良交通バスで約 20 分、
徒歩約 5 分。



お問い合わせ

0743-78-1195

飯盛霊園組合 〒575-0012 四條畷市大字下田原 448 番地
<http://iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

① 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

① いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

① 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

ご遺族メモ

[illegible]

空き家の相続

空き家になる理由のトップである相続は、所有者が亡くなり、子どもが相続する、ということが一般的ですが、近年は、子どもがいない家庭が増え、相続権が複雑になるケースが増えています。



空き家となった住宅を取得した理由

- 1位 相続した.....54.6%
- 2位 新築・建て替えした.....18.8%
- 3位 中古住宅を購入した.....14.0%

(国土交通省 令和元年空き家所有者実態調査を加工して作成)

不動産登記の重要性

不動産登記は、土地や建物の権利を証明する重要な手段です。
相続した不動産を売買するためには、相続登記を済ませておく必要があります。

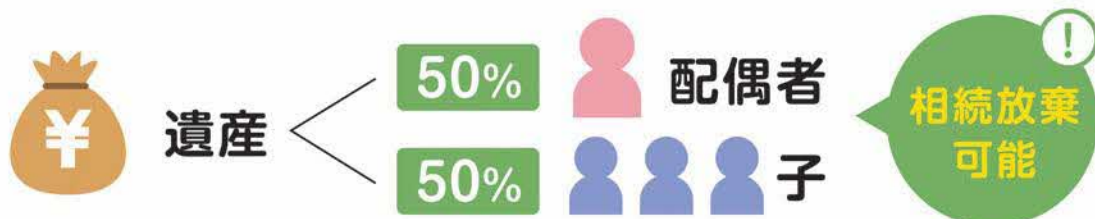


登記未了物件 は非常に厄介

特に古い建物や住宅ローンを借り入れずに建築された建物は、登記されていないもののがかなりの数存在します。登記簿に記載されている所有者の戸籍などが手に入れば良いですが、明治時代に亡くなった人などは戸籍が残っていないこともあり、相続登記をしようにも相続権を証明することが困難になり手続きが複雑になる場合もあります。

遺産分割協議

遺言が作成されておらず、相続人が複数いる場合は、相続人の間で、相続財産の分割協議を行います。
法定相続権は、配偶者が半分、残り半分を子どもたちで均等に分けることになります。相続を放棄することもできます。



突然降ってくる相続問題

所有者に子どもがいない場合は両親や祖父母、両親も祖父母もいなければ所有者の兄弟姉妹...のように、血縁関係をたどって相続権が渡ります。さらに、相続権者が亡くなっている場合にはその子どもへと相続権が広がっていきます。場合によってはある日突然「会ったこともない親戚の空き家を相続させられる」ことさえあるのです。相続人の関係が複雑になるほど、その空き家解消は難しくなってしまいます。

離婚した人は要注意

昨今、離婚も珍しくなくなりましたが、離婚しても相続権は子どもにある、ということが思わぬ問題となる場合があります。養子や婚外子も同じで、戸籍上、親子関係にあれば、相続の権利がありますので、相続人を調べる際には特に注意が必要です。

専門家に
相談を

特に相続人の関係が複雑な場合などは、
司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。



「子供や孫に負担をかけたくない」

「お墓の承継者がいない」など

時代の変化やニーズにお応えした

新たな形式のお墓です

いいもり
公営 飯盛霊園

合葬墓

虹の丘

Niji no oka

お墓の不安や悩みを、安心に。

「虹の丘」では、すべての管理を飯盛霊園組合が行います。

従来のお墓のように祭祀を引き継ぐ方を必要としないため、
単身の方や承継者がいない方も、安心してご利用いただけます。

死後だけでなく、生前にお申し込みいただくことも可能です。

虹の丘では、現在ご遺骨をお持ちの方も、
生前にご準備されたい方も、いずれもお申し込み頂けます。

使用申込
随時
受付中

2種類の埋蔵方式から お選び頂けます。

※関係四市（大東市・四條畷市・守口市・門真市）以外に
お住まいの方も申し込みが可能です。
ただし、お住まいの住所地によって、
金額が異なります。

骨つぼ等の容器からお出しして埋蔵する

合葬方式

使用料額 **50,920円**
(合葬のみ)

ご遺骨を骨つぼに入れたままで安置する

個別安置方式※

使用料額 **101,840円**
(合葬+個別安置)

※10年安置後、安置期間の延長のお申し出がない場合は
容器からお出しして合葬します。

その他オプション 記名板に、氏名・生年月日・死亡年月日または家名等を刻字することも可能です。 ※上記の使用料額と別途、費用がかかります。

お申し込み方法・ご不明点等は、飯盛霊園組合事務所までお問い合わせ下さい。

大東市・四條畷市・守口市・門真市

▼お問い合わせは管理課まで

飯盛霊園組合 ☎ **0743-78-1195** (代表)

〒575-0012 大阪府四條畷市大字下田原448番地



煩雑な相続のお手続きで、お困りではありませんか？

遺産相続について何をどうすればよいかわからない…
忙しすぎて相続手続きをしている時間がない…
このようなお悩み、当事務所にご相談ください！



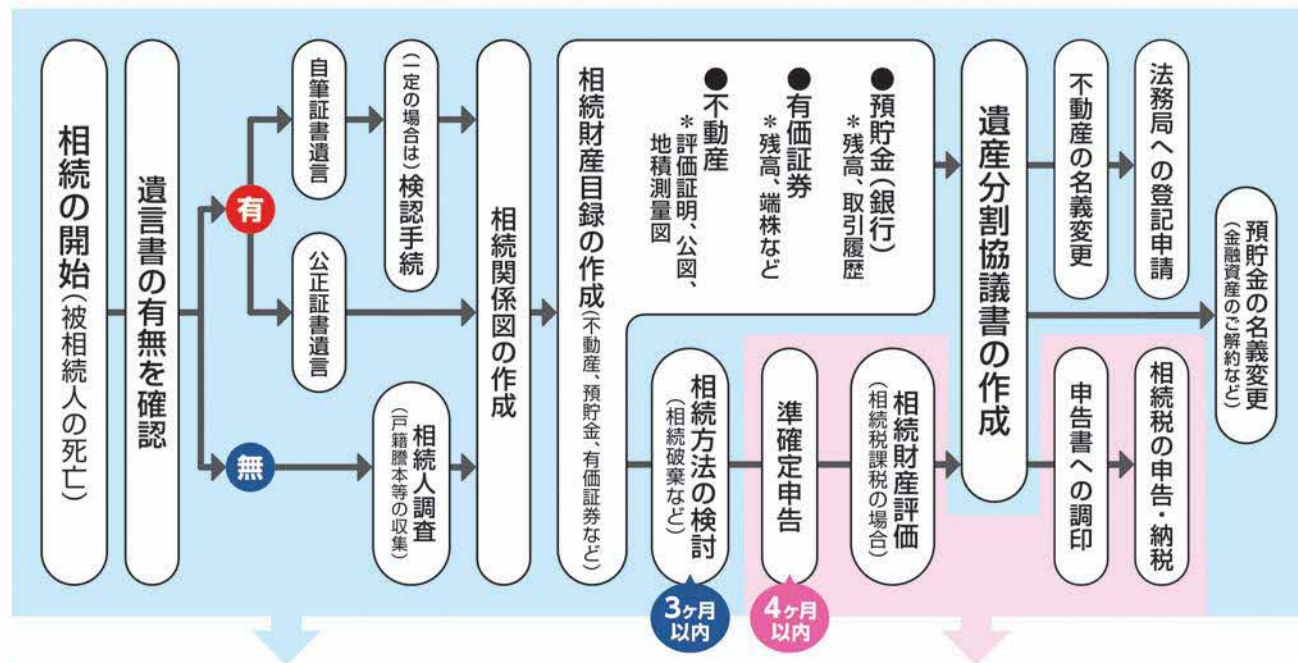
◀ お手続き丸ごと代行 ▶

遺産整理サービス

最初から最後まで
おまかせ

難しい手続き
一切不要

以下の相続手続き、すべて当事務所が対応します！複雑多岐な法律手続きをワンストップで解決！



遺産整理サービス

司法書士法人が丸ごと代行いたします

提携の税理士が同時にサポート！

ご相談から
ご依頼までの
流れ

ご予約
お電話でご予約、
またはご来所ください。

無料相談
司法書士・行政書士が
お話を伺います。

お見積り
手続きや費用に関して
ご説明します。

お申し込み
手続きのお申し込みを
いただきます。

まずはお気軽にお電話ください



0120-332-449



司法書士法人リーガルエスコート

行政書士事務所リーガルエスコート
土地家屋調査士法人リーガルエスコート

大阪司法書士会 畑山貴司

司法書士8名
行政書士4名在籍

リーガルエスコート

検索



HP

営業時間 9:00~19:00(月~金)

大阪市西区西本町1丁目13番32号
レイズ本町8階